個人市民税に関する事務 審査の観点チェックリスト

1. 全体的な事項 (評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項)

審査の観点(指針	審査の観点に		該当	箇所		
第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(1)しきい値判断に 誤りはないか。	_	_	_		められな い。	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 適切な実施主体が実施しているか。	_	1. 評価実施機関が 複数存在し、取りま とめの評価書を作成・ 関が評価書を作成・ 提出する場合に、取 りまとめ以外の全て の評価実施機関に ついて記載している か。				番号法、規則及び指針において、千葉市長が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価の実施が義務付けられるとされており、また、個人市民税賦課・収納情報ファイルは千葉市長が保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。				_		評価書の内容は全て公表することとしている。
(4) 適切な時期に実施しているか。						前回の公表は平成27年2月 27日である。 規則及び指針により、公表から5年以内に特定個人情報 保護評価の再度の実施をすることが望ましいとされており、令和2年2月26日に5年を 経過することから、この時期 に特定個人情報保護評価を 実施することは適切である。
(5) 適切な方法で広 く国民の意見を求 め、得られた意見を 十分考慮した上で 必要な見直しを行っ ているか。				_	められない。	市民意見聴取については、 市のホームページにおいて 30日間実施する予定であり、 方法は適切である。また、得 られた意見のうち見直しを行 うべきものについては評価書 に適切に反映し、意見への 対応状況は市ホームページ で公表する予定である。
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。				_		個人市民税に関する事務について、「I基本情報」、「II特定個人情報ファイルの概要」、「II特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「IVその他のリスク対策」、「V開示請求、問合せ」及び「VI評価実施手続」について、求められる事項を具体的に分かりやすく記載している。

審査の観点(指針	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
第10(2))	おける主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当個の実施を担当個の対象となる事務を担さし、リスクを軽減し、リスクを軽減し、していたの情報の対当となっための措置の実施に責任を負うことができるか。				_		本市において、個人市民税 に関する事務は財政局税務 部課税管理課、税制課及び 納税管理課が担当しており、 特定個人情報保護評価の対 象となる事務を行うに当たっ て、リスクを軽減させるため の措置の実施に責任を負う ことができる部署である。
(9) 特定個人情報 ファイルを取り扱いで プロセスにおいる において を、特にの他の場合 を、特定個人情報 を、特定個人情報 保護評価の実して はなる を、特定している なる を、なる を、なる を、なる を、なる を、なる を、なる を、なる				_		全項目評価書に例示されて いる各リスクにどのように対 応しているか具体的に記載し ている。
し、妥当なものか。	価特懸定をめ措にか対個評照の実施なにれ減講を載記記は情の妥施問対リるべ体でさ特保的と関題し、スたき的いたま様保的なにや特クをもいれ定護にもないない。					評価書に記載したとおりに運用がなされていることについて、どのように自己点検を行うか、対象や頻度について具体的に記載している。
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、 国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。				_		宣言の内容は特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当なものである。

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(10) 特別では、10) 特別では、10) 特別では、10) 特別では、10) を軽べるでは、11) を指すが、記滅は、10 を指すが、10 をは、10 を	報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	自己点検するか具 体的に記載している か。	47	IV 1.		情報セキュリティ責任者が職員等に対し、本評価書記載 どおりシステムの運用がなされているかについて、定期的にセルフチェックシートを用いて自己点検させている。
		71.評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	47	IV 1. ②		「千葉市特定個人情報保護評価監査マニュアル」及び「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、内部監査並びに情報セキュリティ監査及び情報セキュリティポリシーの遵守状況確認を定期的又は必要に応じて随時実施することとしている。
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	47	IV 2	問題は認 められな い。	「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報セキュリティ責任者等に対する研修を年1回以上実施することとしている。また、職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を含む研修を年に1回実施することとしている。
	報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業育・啓発を行っているか。	らの意見聴取により 得られた意見を踏まえて評価書のど の箇所をどのように 修正したかを具体	49	VI 2	実施予定	令和元年9月1日から同年9 月30日まで市民意見聴取を 実施する予定である。

個人市民税に関する事務 審査の観点チェックリスト

2. 個別事項 (個別手続及び個別特定個人情報ファイルに関する事項)

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	<u>箇所</u> _{項番号}	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルを取 り扱う事務やそ の事務におい て使用するシ	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	3	I 1. ②		評価対象の事務全体の概要 及びその中で特定個人情報 ファイルを使用して実施する 事務の内容を具体的に記載 している。
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルを取 り扱う事務やそ		4~9	I 2.	められない。	各システムの機能について 具体的に記載している。
		4. 当該システムと 情報をやり取りする システムを全て記 載しているか。	4~9	I 2.		当該システムと情報をやり取 りするシステムを全て記載し ている。

		ウナックトールル	該当	笛所		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルを取 り扱う事務やそ の事務におい て使用するシ ステムについ	5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施することであることを、事務の流れに即しているか。	10	I 4.		特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを事務の流れに即して具体的に説明している。
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	10	I 4. ②		評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットを具体的に記載している。
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルを取 り扱う事務やそ の事務におい	7. 事務に関わる 者、事務において使 用するシステム、事 務において取り扱う 情報の流れを具体 的に記載している か。	12,13	I (別添 1)		事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れが具体的に記載されている。

			該当	笛所		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルの取扱いプロセスの概要(特入手・使用、ファイルの取した。 したでは、 を関して、 を関して、 を関いて、 を可いて、	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報を特定の大きのではいてはいてはいるのでは、1000円ではいるが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	14	II 2. 3		特定個人情報ファイルを保 有することが事務を実施する 上で必要な理由を具体的に 記載している。
	供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすい記載しているか。	9. 主な記録項目に ついて、保有する理 由をそれぞれ具体 的に記載している か。	14	II 2. 4		主な記録項目の全ての妥当性について具体的に記載されている。
		10. 特定個人情報 の入手に係る妥当 性を具体的に記載 しているか。	15	II 3. 4		特定個人情報の入手に係る 妥当性を具体的に記載して いる。
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	15	II 3. ⑤		特定個人情報の入手の事実 及び使用目的の本人への明 示について、具体的に記載し ている。
		12. 特定個人情報を 使用する理由を具 体的に記載している か。	15	II 3. ⑥		特定個人情報の使用目的 について具体的に記載して いる。

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項 (細目)	該当ページ	<u>箇所</u>	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイ	13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の理由をの方法や突合の理しているか。	16	II 3. ⑧	問題は認 められな い。	突合の内容、特定個人情報 ファイルに記録された情報と 他の情報との突合の方法や 突合の理由を具体的に記載 している。
	に分かりやすく 記載している か。	14. 特定個人情報を 用いた統計分析を 行う場合は、その内 容を具体的に記載 しているか。	16	II 3. ⑧		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
		15. 特定個人情報を 使用することにより 国民の権利利益に 影響を与え得る決 定を行う場合は、そ の内容を具体的に 記載しているか。	16	II 3. ⑧		特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に とにより国民の権利利益に 影響を与え得る決定を行う 点について、具体的に記載し ている。

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	<u>箇所</u>	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報扱の人手個ル委人供個管いファプ要報情使情取、報転報告法別で、報酬を開発を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	16~21	II 4. ②		委託が必要な理由が具体的 に記載されている。
		17. 委託先を国民・ 住民等が、確認できる場合はどのようはとるか、確認できるか、確認できるか、確からない場合はがままるのようなの事がままるのようなの事必要といるが実にはない。	16~21	II 4. (5) (6)		委託先名の確認方法及び委託先名が具体的に記載されている。
		18. 特定個人情報 ファイルの取扱いを 再委託するに当 たって、どのような 手続・方法によるか を具体的に記載し ているか。	17~21	II 4. ⑧		再委託する場合の手続・方 法が具体的に記載されてい る。

	ウオの知 とに	ウオの知 とにかり	該当	簡所		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
(8) 特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の内容の 記載は具体的か。 当該事務における 特定個人情報の流 れを併せて記載し ているか。	報ファイルの取扱いプロセスの概要(特入 手・使用、サアイルの取 が要がある。 大きでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	22,23	II 5.		提供先における用途は具体 的に記載されている。
	人情報の提供・移転、特定個人情報のに対しているいいのではいいのではいいのではいい。 は、対していいのではいいのではいいのではいいのではいいのではいい。	20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	24~30	II 5.		移転先における用途は具体的に記載されている。
		21. 特定個人情報 の保管場所の態様 及び保管場所への 立入り制限・アクセ ス制限について具 体的に記載している か。	31	II 6.		保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載している。
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	31	II 6. ②		特定個人情報の保管期間は 妥当であり、その理由も具体 的に記載されている。
		23. 保管期間を経過した特定個人情報 を消去する方法を 具体的に記載しているか。	31	II 6.		保管期間を経過した特定個 人情報の消去方法が具体的 に記載されている。

			=4 \/4	<i>kk</i> =r		
審査の観点(指針	審査の観点における	審査の観点における主な考慮事項	該当	固肌	所見	コメント
第10(2))	主な考慮事項	(細目)	ジページ	項番号	別兄	コメント
いての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住	報の入手にされたリスクをにされたリスクをは すず人をは すず体的いるが対していたが、 は、特定 は、特定		36	Ⅲ 2. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		25. 事務を遂行するとは、事務を遂行報情報を対している対していいでは、でいいでは、でいいでは、でいいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが	36	Ⅲ 2. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		26. 特定個人情報 の入手に際して、適 切な方法で入手いる ために講じている 措置を具体的に記 載しているか。記載 された対策は、特価 の目的に照らし、 当なものか。	36	Ⅲ 2. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		27. 特定個人情報を 人情報を 人情報を 人情報を 人情報の情報を 人情報を 人情報を 人である法 を確体的に記載された 対策報照 は、特評 のか。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	36	Ⅲ 2. リスク 3		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		l .			<u> </u>	l .

			=± \//	ᄷ		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	項番号	所見	コメント
クを軽減するために 講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人の	報の入手についたリスクをにきれて、特ををはずりない。 すず人がは、特にできれば、特にできれば、特にできれば、 は、特にできれば、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	28. 入手した個人 号が 間違いない 方法 した個人 で間違する方法 しい できる	36	Ⅲ 2. リスク 3:		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保を保むに講じている措置を具体的に記載された対策は、特評の目的に知報としていか。	36	Ⅲ 2. リスク 3:		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点のお講じている措置を具体的に記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当のか。	37	Ⅲ 2. リスク 4		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		31. 特定個人情報 の入手において、そ の他のリスクへの対 れらのリスクへの対 策についての記載 はあるか。	37	Ⅲ 2. そのリ スク	該当なし。	

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住	報の使用についたリスクをにいて、大りをにいるためにでいるが、 すず体にいるが、 は、特にでいるが対は、 特には、 特には、 は、 特にしていた。 は、 特にしているが、 は、 特にしている。 は、 特にしている。 は、 特にしている。 は、 特にしている。 は、 特にしている。 は、 特にしている。 は、 ものできれた。 は、 ものできれた。 は、 ものできれた。 ものできる。 ものできる。 ものできる。 ものできる。 ものできる。 ものでき。 ものでき。 ものでものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 ものでき。 もので。 ものでき。 もので。 もので。 もので。 もので。 もので。 もので。 もので。 もので	32. 宛名システム 情報 かくない がくないがく できないがく できない はい はい かい はい	37	Ⅲ 3. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		33. そには、	37	Ⅲ 3. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

			=大 业	佐記		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	項番号	所見	コメント
的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報	報の使用についたリスクとはでいたりでは、大力をはいるでは、大力をはいいのでは、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別では、特別	34. 特定の記載にアクセスを行う場合にアクセスを行う情では、ないには、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで	37	Ⅲ 3. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		35. 特定個人情報ファイルを取り場合に当なることをなっための情報のでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学ののでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	37	Ⅲ 3. リスク 2	問題は認 められな い。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		36. アクセス権限の 発効・失効の管理を 行う者による当該 理の適正性についる 内容を具体的に記載 しているが。記載された対策は、、評価 個人情報保護し、妥 当なものか。	38	Ⅲ 3. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	<u>箇所</u> _{項番号}	所見	コメント
的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住	報の使用についたリスクとは すべたりない。 ではいるでは、 ではいるが、 ではいるが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	37. 特手のでてフ録敗てに記場てに防具い対情的もので、アやのい記録合ももるでも、というで、アやのい記録合ももるで的は保照のセなをいてしてな使由しれ、護し、は、というでは、限正る記載定価の当まい、と残め、いいのは理載さ個の当まい、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	38	Ⅲ 3. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。

審査の観点(指針	審査の観点における	審査の観点における主な考慮事項	該当		所見	コメント
第10(2))	主な考慮事項	(細目)	ページ	項番号		
いての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住	報ので、 大リスをに 大リスとが は、 大りをに では でいるたき がは でいるか がは でいるか がは でいるか がは でいるか ががる ががれた ががれた がは ががれた がは ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた ががれた。 がれた。	38. 従業者が特定を 個人情報ファイルを 事務外で使用しな 事務外講じてい記載 置を具体的に記載さ れた対策は、特評 個人情報保らし、 当なものか。	38	田 3. リスク 3		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		39. 特定個人情報ファイルを取り情報う者が特定個人情報ファイルを個人情報ファイルを個人情報ファイルを一個人情報を表示講じる措置を見る情報を見るのは、記載された対策はの目がものがは、特定の目がものから、特別のよりには、安当なものから、は、	39	Ⅲ 3. リスク 4		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		40. 特定個人情報 の使用において、そ の他のリスク及びそ れらのリスクへの対 策についての記載 はあるか。	39	Ⅲ 3. その 他のリ スク	該当な し。	_

			=-L .1*			
 審査の観点(指針	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	<u> 箇所</u>		
第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保と	報いたすず具しずは、大りないでは、大りをに置いているでは、大りをはいいれたが、大りをは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りでは、大りで	41. 委託先を決定を決定を決定を制定を持定を通過切でを表記を確認を表記を確認を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	39	Ⅲ情管体 4.報理制	められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
か。		42. 委託先において イル 者 制 見い 対策保護 しい 記載 定価 の 当 ない は、 特評 の は、 特評 の は、 は 接評 の は、 は 接評 の は、 は きい か。	39	Ⅲ 閲者制 制限		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		43. 委託告記記言語 (43. 表記) 表記 (44. 表記) 表記 (45.	39	Ⅲ 4. 記録		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
いての記載は具体 的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住	報の委託についたリスクをはいて、スクをはませいでは、大クをはいるでは、大のでは、大のでは、大のでは、大きにできませい。 では、大きにできまませい。 では、大きにできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	44. 44. 人すい内のの当人のでは、大大学にの一場では、大大学にののでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、できないのでは、できないが、は、できないが、は、できないが、は、できないが、は、できないが、は、できないが、は、できないが、できないが、は、できないが、できないいいいいが、できないが、できないが、できないが、できないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい。これがいいいいいいいいいい	39	□提ルル		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		45. 大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	39	Ⅲ 4. 当 ル ル		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

	ウナックト	ウナ o /ロ b / - b / l	該当	筃所		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
いての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利がの侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報	報の委託についたリスクをはいて、スクをはませいでは、大クをはいるでは、大のでは、大のでは、大のでは、大きにできませい。 では、大きにできまませい。 では、大きにできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	46. 委託先と締結ける委託契約情報との表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	40	Ⅲ委契書の 全 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		47. 特定個人情報 ファイルして 再会 再会 で の で の で の で で の で で で で で で で で で で	40	Ⅲ 4. 再委託		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		48. 特定個人情報 ファイルの取扱いの 委託において、その 他のリスク及びそれ らのリスクへの対策 についての記載は あるか。	40	Ⅲ 4. その 他のリ スク	該当なし	_

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
いての記載は具体 的か。 (11) 記載されたリス クを軽減させるため	報転定をめ措にか対個評の提いたりるべ体いれずず具しず、報信では、報信では、報信では、報信では、報信では、報信ののでは、報信ののでは、報信ののでは、報信ののでは、報信ののでは、報信のでは、ないのではない。これでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではない。これでは、ないのではないではない。これではないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	の提供又は移転の 記録を残している場合は、その記録の 内容期間等を具る 保存期間もでいる また、記録をは か。また、り場合は か。する はていない場合は 特定個人情報が	40	Ⅲ 5. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		50. 特定個人情報の提供・移をは、一次をは、一次をは、一次をは、一次のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	40	Ⅲ 5. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
クを軽減するために 講ずの記載は出具いている。 (11)記載されたリスクを軽減させる人の が設定では、一侵害では、一侵害・住民の信頼のない。	報転定をめ措にか対個評のにれてすず具しさ、後にでは、一次をは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次で	51. 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、	40	Ⅲ 5. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転する置とを所止する間でいるが、記載された対策は、特証の目が、特証の目が、場談ののか。	41			リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		53. 特定個人情報 の提供・移転において、その他のリスク 及びそれらのリスク への対策について の記載はあるか。	41	Ⅲ 5. その 他のリ スク	該当な し。	_

			該当	告託		
審査の観点(指針	審査の観点における	審査の観点における主な考慮事項		回川	所見	コメント
第10(2))	主な考慮事項	(細目)	ページ	項番号		
いての記載は具体的か。(11)記載されたりか。(11)記載されたりを軽減されたりを軽調は、の措置が必要を表しているのがでは、個等とは、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ネットワークといいでは、からないにないでは、 たいしょう できれた はいまま はいまま はいい はいい がった はいい がった はいい がった はいい かい はい はい かい はい はい かい はい	じて特定個人情報 を入手する際に、目 的外の入手が行わ れないために講じて いる措置を具体的 に記載しているか。 記載された対策は、	41	Ⅲ 6. リスク 1		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
か。		55. 情報には、 情報を表すが、 ものでは、 もののがは、 もののがは、 もののがは、 もののがは、 もののがは、 ものがは、 もの	41	Ⅲ 6. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		56. 情報提供ネットフークシステム情報提供を対象のでは、大学をできませる。 たいない はい	42	Ⅲ 6. リスク 3		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。

審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	該当ページ	<u>箇所</u>	所見	コメント
的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報	ネス続定をが満していた。 大りといいてを軽いでは、でいたができるででは、でいたができるででは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	57. 情報	42	Ⅲ 6. リスク 4		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		58. 情報提供 フークション は	42	Ⅲ 6. リスク 5		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

	京本の知上に	南木の知 とにかは	該当	筒所		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
クを軽減するために 講ずる記載は いて記載されたリス の計で記載されたリスクを軽減させる人の がいいでである。 (11) 記載されたリスクを軽減さ、個等では では、一侵民・住民の信頼ののは に、の信頼のには に、の信頼のをはいる。	スたったいの対していたいのででは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大	59. 情報提供ネット通じ特別では特別では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	43	Ⅲ 6. リスク 6		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		60. 情報というでは、	43	Ⅲ 6. リスク 7		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		61. 情報提供ネット ワークシステムとの 接続に伴うリスクに ついて、その他のリ スク及びそれらのリ スクへの対策につ いての記載はある か。	43	Ⅲ 6. その 他のリ スク	められない。	リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

	審査の観点に	審査の観点におけ	該当	箇所		
審査の観点(指針 第10(2))	おける 主な考慮事項	る主な考慮事項 (細目)	ページ	項番号	所見	コメント
いての記載は具体 的か。 (11) 記載されたリス クを軽減させるため	報の保管・消去について、特定されたリストを軽減するために講ず体体的に記載している	62. 特定個人情報の場合では、特定の場合では、	44	Ⅲ 7. リスク 1 ⑤		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
プライバシー等の 権利利益の侵害の 未然防止、国民・住 民の信頼の確保と	報去定をめ措にか対個評別の保いたすず具し、第人情のはでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一	63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀り漏えい・滅失・対したがにから技術的な対策について具体がに記載された対策は固人情報といい。記載された対策保護の目的にの当なものか。	45	Ⅲ 7. リスク 1 ⑥		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

			=大 业	告記		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点におけ る主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	項番号	所見	コメント
プライバシー等の 権利利益の侵害の 未然防止、国民・住 民の信頼の確保と	報の保いでは、 対しているでは、 できればずいでは、 できればずいでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 できないできない。 記は、 できないできない。 できないできない。 できないできない。 できない できない できない しょく はい	発生した全ての重 大事故の内容、原 因、影響、重大事故 発生時の対応など について具体的に 記載しているか。記 載された対策は、特 定個人情報保護評 価の目的に照らし、	46	Ⅲ 7. リスク 1 ⑨		過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内について具体的に記載しているか。記載された対策は、特に個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	46	Ⅲ 7. リスク 1 ⑨		再発防止策の内容について は十分に記載されており、特 定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当である。
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	46	Ⅲ 7. リスク 1 ⑩		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		67. 特定個人情報を 最新の状態行っている措置を具体的。記載された対策は 記載された対策保護 個の目的にか。 が、 に の 日の目のか。	46	Ⅲ 7. リスク 2		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報 保護評価の目的に照らし、妥 当である。

			=± \//	ᄷ		
審査の観点(指針 第10(2))	審査の観点に おける 主な考慮事項	審査の観点における主な考慮事項 (細目)	<u>該当</u> ページ	<u>国 川</u> 項番号	所見	コメント
いての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保と	⑧特保いたき的とは、一般では、大きのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に消去を適切な時に消去を適力をある手続・体制・きる手続・ないているかできるできないているがでは、特について具体的に記載された対策は、特定個人情報保護評	46	Ⅲ 7. リスク 3		リスクへの対策は、十分に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		69. 特定個人情報 の保管・消去において、その他のリスク 及びそれらのリスク への対策について の記載はあるか。	46	Ⅲ 7. その 他のリ スク	該当な し。	_
	⑩価特懸定をめ措にか対個評照のの機問対けるで軽に置記。策人価らいの機関がよれ減講を載記は情の妥がは、ないのでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して			_	該当な し。	